

啓 明

FUJII LAW OFFICE

MONTHLY INFORMATION



藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デパート2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください（メール配信も可能です）。

No.114 (H30.10.4) 10年位前に自宅のガレージに屋根（スレート葺）をつけました。この度、想定外の台風でその部分が飛ばされ、隣家の窓ガラスを割ってしまいました。自然災害ですが、私が全部責任を負わなければなりませんか。

A: 屋根の設置や保存に瑕疵があれば、責任を問われる可能性が出てきます。

★ 民法第717条は、土地の工作物の設置や保存に瑕疵があることにより他人に損害が生じた場合は、第一に、その工作物の占有者（賃借人など）が賠償責任を負い、同人が損害発生防止に必要な注意をしたときは、第二に所有者が責任を負うとしています。この所有者の責任は無過失責任ですので、自分には落度がなかったとの弁解はできません。「瑕疵」というのは通常備えるべき安全性を欠いていることであり、客観的にその事実が認められる限り、その責任は発生します。



○ 仮にその瑕疵が屋根を設置した業者の手抜き工事によるものである場合などは、所有者は、自ら負担した損害賠償金についてその業者に求償できます（民法第717条第3項）。

（留意点） 瑕疵の存在自体は被害者側で立証する建前になってますが、事故が発生した後では立証が困難な場合が多いことから、多くの裁判例では、事故の発生により一応瑕疵の推定をさせ、事実上、工作物の占有者・所有者側に瑕疵の不存在の立証を求める扱いになっています。ただ、想定外の台風の場合、瑕疵のない土地工作物も同様に飛ばされている可能性があり、その事故自体から瑕疵の一応の推定ができるかどうか微妙な問題も生じます。

本件は近所のことでもあり、想定外の台風でもあったことから、今回は話し合いによる痛み分け（損害額のお互いに負担）という解決が妥当ではないかと思います。

（次回の話題）

相続分の譲渡ができると聞きました。どういうことでしょうか？

(H30.11.1 予定)